

「秋田市成年後見制度利用促進基本計画成案」新旧対照表（第2回全体会における修正）

修正箇所（理由）	修正後	修正前
<p>19ページ 中核機関（秋田権利擁護センター）について</p>	<p>2 相談機能 【取組内容】 (1) 制度利用に関する相談 (2) 相談ケースへの個別対応 相談者の後見等のニーズを、必要に応じて、弁護士会・司法書士会・社会福祉士会等と連携して精査します。また、必要な見守り体制を構築するため、地域包括支援センターや障がい者相談支援事業者と連携します。</p>	<p>2 相談機能 【取組内容】 (1) 制度利用に関する相談 (2) 相談ケースへの個別対応 相談者の後見等のニーズを、必要に応じて、弁護士会・司法書士会・社会福祉士会と連携して精査します。また、必要な見守り体制を構築するため、地域包括支援センターや障がい者相談支援事業者と連携します。</p>
<p>27ページ 施策7 関係機関の連携による不正防止への取組 &lt;主な取組&gt;</p>	<p>(追加) <u>(2) 家庭裁判所や専門職団体と連携した、不正防止のための連絡体制整備</u> <u>家庭裁判所や専門職団体と不正に関する情報交換を行うとともに、不正と思われる事案の発生時には、速やかに選任機関である家庭裁判所への情報提供が行えるよう連絡体制を整備する。</u></p>	<p>—</p>